

＜参考図表＞

介護保険制度の基本理念を実現する環境整備の必要性

《介護保険の基本理念》

「利用者本位」 「高齢者の自立支援」 「利用者による選択（自己決定）」

（利用者は自ら主体的に事業者を選択・決定して利用（契約）
利用者と事業者との関係を制度上のみならず
実質的にも対等なものとしていくことが必要

選択できるだけの
サービス供給量

選択の判断に資する
必要かつ十分な情報

- 概ね順調に増加
・高齢化の進展
・居宅サービスの主体規制を原則撤廃し多様な主体が着実に増加

※介護報酬請求事業所は
12万か所以上

- 選択に資する情報提供環境は整っていない
・要介護高齢者自らが情報収集することの困難性
・行政からの基本的な情報
・事業者からの一方的な情報
○事業所の努力が報われるような情報提供も重要

《利用者の選択に資する情報提供の環境整備の必要性》

- 介護サービスにおいては事前の情報提供が重要
・対人サービスは実際に利用してみなければ判断できない
(非可視性・事前視認の困難性)
・一度利用してしまうと元に戻すことができない
(非可逆性)

- 客観的情報の提供が重要
・適切な選択に資する情報としては、抽象的、主観的なものなどあいまいなものであってはならない
・事業所が現に行っている事柄（事実）に基づく客観的な情報であることが重要

利用者の事業者選択に資する質の評価手法

新たな仕組み

【介護サービス 情報の公表】

第三者が客観的事実
に基づき確認

- (目的)
 - 利用者の介護サービス事業所の選択に資する

- (特徴)
 - 全ての事業所が対象
 - サービス提供場面において行われている事柄(事実)が前提
 - 調査結果の全てを開示

- (利用者の選択情報としての有効性)
 - 全ての事業者の比較検討が可能
 - 利用者のニーズに応じた選択が可能

これまでの評価

【第三者評価】

利用者と事業者という当事者以外の第三者が評価基準に基づき質等の達成度合いを評価

改善指導等	認証等	格付け等
<p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業所の自主的な質等の向上への取組を支援 <p>(特徴)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○専門性の高い評価員が評価し、改善指導等を行う ・質等の向上に直接寄与 ・結果が開示される場合、事業所選択の参考となる <p style="text-align: right;">(利用者の選択情報としての限界)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業所の任意性が基本的前提となり 比較検討情報として一定の限界 	<p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業所の質等について一定の保証 <p>(特徴)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○評価主体が定めた評価基準に基づき評価し、認証等を行う ・事業所は質等を確認 ・利用者は一定の信頼のもとに利用 <p style="text-align: right;">(利用者の選択情報としての限界)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○認証・格付け等の評価の尺度が利用者が求める評価内容と合致するとは限らない 	<p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業所の質等を定量的に開示 <p>(特徴)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○評価主体が定めた評価基準に基づき評価し、格付けを行う ・事業所は質等を確認 ・利用者にわかり易い表現で評価情報を開示

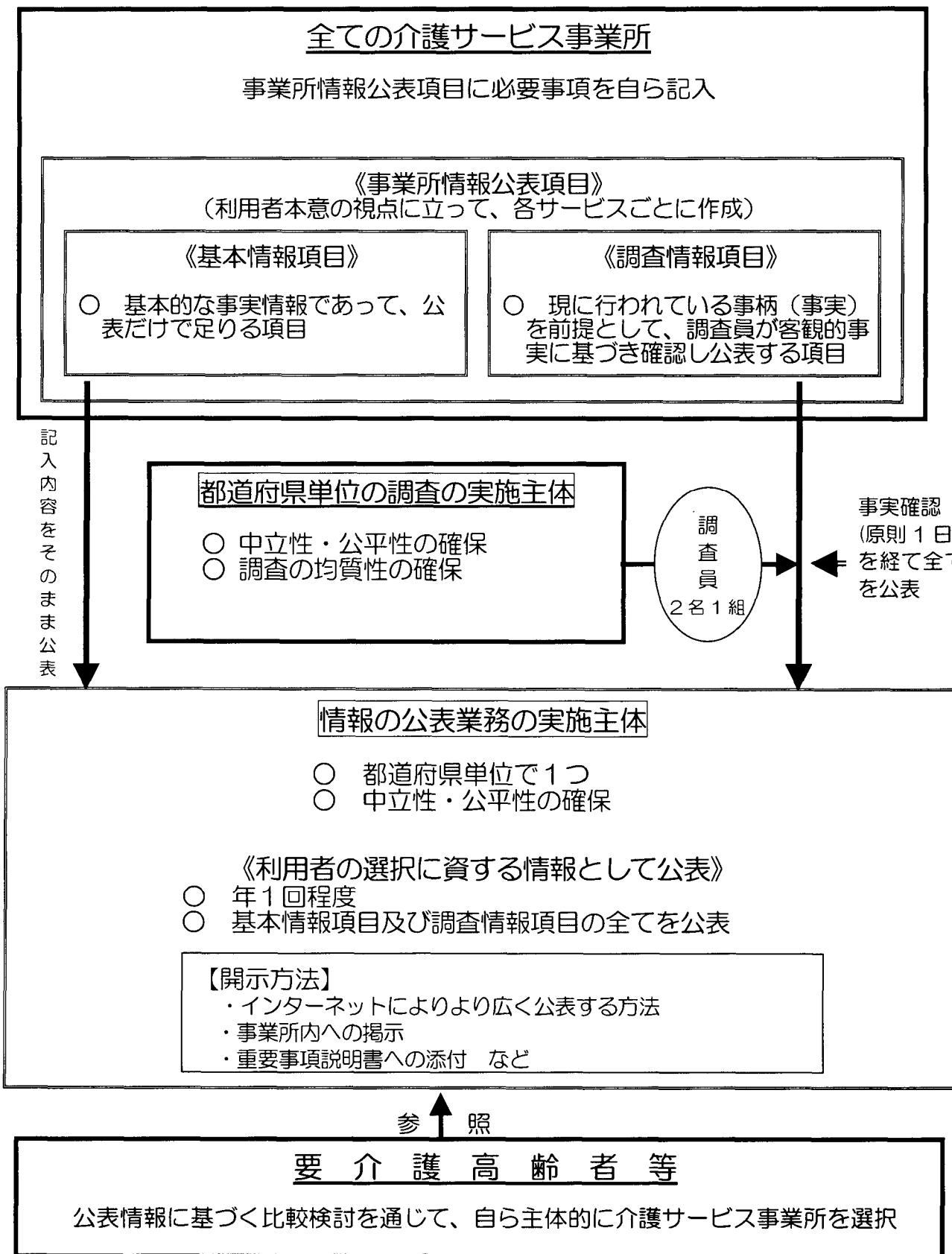
【指導監査】

- (目的)
 - 都道府県知事が指定基準の遵守状況等を確認
- (特徴)
 - 事業所の義務として行政による強制力を持って行われる
 - 査察的視点で問題点を探す

- (利用者の選択情報としての限界)
 - 開示を目的としておらず、利用者が指導監査情報を活用することは難しい

「介護サービス情報の公表」の概念図

「介護サービス情報の公表」は、介護保険制度の基本理念である「利用者本位」、「高齢者の自立支援」、「利用者による選択（自己決定）」を現実のサービス利用において保障するための新しい仕組み



「事業所情報開示項目」の構造

【事業所情報開示項目】

利用者本位の視点に立ってサービスごとに作成

(平成15年度からの継続して検討したサービス)

訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与、通所介護、特定施設入所者生活介護（有料老人ホーム）、介護老人福祉施設、介護老人保健施設
(平成16年度から新たに検討したサービス)

居宅介護支援、特定施設入所者生活介護（軽費老人ホーム）、訪問看護

【基本情報項目】

運営法人の概要

法人名、代表者名、本社所在地、その他

事業所の概要

事業所名、管理者名、事業所所在地、その他

職員の体制

従事者数、介護職員数、夜間勤務者数、その他

利用料金等

利用料金、特別な料金、キャンセル料金、その他

サービス内容・その他

提供可能時間、事業所の特色・アピール、1人当たり床面積、その他

【調査情報項目】

大項目

実際に開示項目を活用する利用者側の視点に立ったわかりやすい構成とするため次の2区分を設定
①サービスの内容・水準の確保
②サービスの質を確保するための組織・運営

中項目

利用者の立場に立ち、次の点を考慮しながら新たに設定
○介護保険の基本理念
○利用者の尊厳の尊重や消費者保護等の視点
等が具体的なサービス提供の中で実現されているかを確認

小項目

具体的に確保すべき内容を示すものとして、サービスごとの特性を踏まえた設定に努めた

確認事項

介護サービス事業所が現に行っている事柄（事実＝取組状況）であって、調査員が事実確認をした方が良い情報として標準的に定められた事項

確認のための材料

確認事項について、数量、頻度、マニュアル・記録の有無等でその事実が確認できた具体的な材料であって、その事実確認の結果を開示するもの
(具体的な材料そのものを開示するものではない)

調査員養成カリキュラムの概要

大項目	研修の趣旨と到達目標
1. 介護保険制度の理念と介護サービス情報の公表 1. 5時間	《研修の趣旨》 前提知識として介護保険制度の概要について学習し、介護保険制度の全体の中での「介護サービス情報の公表」制度の意義、および調査員の役割についての理解を促す。 《到達目標》 生活支援の視点、サービス提供の流れ、ケアマネジメントの機能と方法論について正しく理解する。
2. 調査対象サービスに関する基礎知識 4時間	《研修の趣旨》 調査対象サービスに関する基本的な知識を学習する。(ビデオ学習を含む)。 《到達目標》 各サービスの内容と事業者の指定基準の概要を理解するとともに、現場で行われているサービスについてイメージを持てるようにする。
3. 介護サービス情報の公表制度の意義と役割 1. 5時間	《研修の趣旨》 第三者評価に関する理論的な背景と、実際にこれまで行われてきたサービス評価を学び、「介護サービス情報の公表」制度の目的と手法を、既存の第三者評価制度と対比しながら学習する。 《到達目標》 本制度の目的(利用者への情報の公表)と全体像、既存の第三者評価制度との違いを正しく理解する。
4. 介護サービス情報の公表制度の概要 1時間	《研修の趣旨》 「介護サービス情報の公表」制度の概要と、その中の調査員の役割について学習する。 《到達目標》 本制度の組織体制、調査プロセス、介護サービス情報の公表における調査員の役割について正しく理解する。
5. 調査員の心得 1時間	《研修の趣旨》 調査を行う前提として、人権侵害を防ぐための基本的な知識を得、公正・中立な調査を行う上で必要となる調査員の行動規範と心得を学習する。 《到達目標》 調査員の行動規範、倫理、守秘義務、個人情報保護および基本的態度につき、調査実務に即して理解する。
6. 各種調査票の説明と記入方法の概要 1時間	《研修の趣旨》 本制度において、どのような調査票を私用するのか、また調査に当たって調査票をどのように記入するのかその概要を学習する。 《到達目標》 調査票の記入方法等の概略について理解する。
7. 事業所情報開示項目の理解 4時間	《研修の趣旨》 介護サービス情報の公表における事業所情報開示項目・基本情報項目の各項目・判定方法について学習する。 《到達目標》 調査に当たっては、調査員による結果のばらつきが生じないよう各調査項目を正しく理解する。
8. 調査実務の理解 1時間	《研修の趣旨》 調査員の実務について理解する。 《到達目標》 調査実務の全体の流れと、各プロセスにおける実務の詳細について理解するとともに、研修終了後に不明な点があった場合でも、テキストの該当箇所を随時参照しながら対処できるようにする。
9. 演習：問題点の把握対応 4時間	《研修の趣旨》 ロールプレイングの手法を用いて、調査員の調査時の統一的な態度・コミュニケーション技術を理解する。等 《到達目標》 挨拶、口調、姿勢等の調査員としての基本的態度の形成。調査目的に合致した質問の仕方、応答の仕方等の習得想定される困難への適切な対処方法の習得。等
10. 研修理解度の確認	《研修の趣旨》 研修の理解度を測るために、研修全体を通じたレポートやテスト(あるいは各単元ごとの小テスト)等を実施する。
11. 訪問調査実習	《研修の趣旨》 現場での実習により、事前準備を含め、全ての調査に共通する基本的な調査を実践的に理解する。 ※ 10・11については、研修カリキュラムとしては課さないが都道府県の事情に応じてできるだけ行うことが望ましい。